

「第二のふるさと創出事業」委託業務仕様書

1 目的

牟岐町ゆかりの若者が、地域と繋がり、関りを持ち続けられるための地域内外での受け入れ環境を整備し、「ふるさと」「第二のふるさと」として関り続けられるまちの醸成につなげる。また、牟岐町で活動する大学、学生団体、個人学生、若手社会人等が地域（牟岐町役場各部署）から提示された地域課題と向き合うために、中間支援（コーディネーター）を行い、円滑な連携事業の実施を促す。

2 事業内容

- (1) 牟岐町ゆかりの若者、新たに牟岐町と関わる意思のある若者の受け入れ支援
 - ・ 牟岐町ゆかりの若者、牟岐町の取り組みに共感し、新たに関わる意思のある若者が、地域と繋がり、関りを持ち続けられるための受け入れ支援及び企画を行うこと
 - ・ 牟岐町ゆかりの若者、新たに牟岐町と関わる意思のある若者が、牟岐町で挑戦したい、関わりたいと思った際に気軽に連絡することができる「相談窓口」を設置すること
 - ・ 支援の対象となった若者の取りまとめリストを作成すること
- (2) 中間支援業務の実施
 - ・ 牟岐町で活動する大学、学生団体、個人学生、若手社会人と牟岐町における連携事業が円滑に実施されるために、関係者との調整や、必要な指導、助言などを行うこと。
 - ・ 中間支援業務の対象となった、若者の人数（延べ人数）を記録すること
- (3) 最終報告会の企画
 - ・ 会場の確保
 - ・ 配布資料の作成
 - ・ 各参加者の発表内容への助言
 - ・ その他、最終報告会の実施に際して必要な準備
- (4) 事業全体の広報
 - ・ 牟岐町公式及び独自のWEBページ、SNSアカウントなどを活用し、本事業のコンセプトや実施内容を周知すること
- (5) その他
 - ・ 本委託業務に関する勤務簿の作成
 - ・ 各実施業務のスケジュール作成及び進行管理
 - ・ 上記以外(1)~(4)以外で「第二のふるさと創出事業」を推進するための提案

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日（金）まで

4 委託料

- (1) 上限4,100千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む。）
- (2) 委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払いの積算の根拠を明確にすること。
- (3) この業務は国交付金を財源としているため、国交付金の対象とならない経費は対象

外とする。なお、対象経費は、別表のとおりとする。

(4) 他の機関から助成等を受けている事業は対象外とする。

5 委託契約について

(1) 委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別するとともに、労働関係帳簿を整備し雇用の状況について適正に記録すること。なお、牟岐町において必要に応じて委託業務の執行状況の検査を行う。

(2) 委託業務完了後は成果報告、収支報告等の実績報告書を提出すること。

6 特記事項

(1) 業務の実施に当たっては、牟岐町企画政策課と十分協議しながら事業を進めることとする。

(2) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

(3) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(4) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第45号）第27条及び同法第28条含む。）は、牟岐町企画政策課に無償譲渡する。

別表 対象経費

対象経費は、次のとおりとする。

経費区分	経費の内容
人件費	人件費、給与など
報償費	講師や外部人材への謝礼など
旅費	交通費、宿泊費 ※社会的常識の範囲を超えない妥当な単価によるものに限る
需用費	材料費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など（食料費は除く）
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、手数料など
委託料	業務の一部を他の団体等に委託する経費
使用料及び賃借料	会場借上料、リース・レンタル料など
その他	牟岐町企画政策課が特に必要と認める経費

<備考>

営利のみを目的とした取組に係る経費、企業や個人の資産形成に繋がる経費は、対象外経費とする。